

## 借入金利に関する注意事項

### 1 借入期間

- ・【フラット35】の借入期間は、最長 35 年です。
  - ・【フラット20】は、【フラット35】のうち 15 年以上 20 年以下の借入期間を選択していただく場合をいいます。
  - ・【フラット50】の借入期間は、最長 50 年です。
- \*お客さまの年齢により、借入期間が短くなる場合があります。

### 2 借入額

- ・【フラット35】・【フラット20】の借入額は、100 万円以上 8,000 万円以下(1万円単位)で、建設費または購入価額(非住宅部分を除く。)以内です。
- ・【フラット50】の借入額は、100 万円以上 8,000 万円以下(1万円単位)で、建設費または購入価額(非住宅部分を除く。)の9割以内です。
- ・【フラット50】は、【フラット35】または【フラット20】を併せてご利用いただけます。その場合の借入額は 200 万円以上 8,000 万円以下(1万円単位)で、建設費または購入価額(非住宅部分を除く。)以内です。ただし、この場合でも【フラット50】の融資率の上限(建設費または購入価額(非住宅部分を除く。)の9割)は変わりません。

### 3 借入金利

- ・借入金利は申込時ではなく、資金受取時の金利となります。
- ・借入金利は取扱金融機関により異なります。
- ・借入金利は毎月見直します。
- ・借入金利は借入期間(20 年以下・21 年以上 35 年以下・36 年以上)、融資率(9割以下・9割超)、加入する団体信用生命保険の種類等に応じて異なります。
- ・「【フラット50】と【フラット35】または【フラット20】の借入額の合計額」が「住宅の建設費または購入価格」の9割を超える場合、【フラット50】と【フラット35】または【フラット20】のそれぞれの借入金利が「融資率が9割を超える場合の借入金利」となります。

### 4 担保

- ・借入対象となる住宅およびその敷地に、住宅金融支援機構を抵当権者とする第1順位の抵当権を設定していただきます。
- \* 抵当権の設定費用(登録免許税・司法書士報酬など)は、お客さま負担となります。

### 5 火災保険

- ・返済終了までの間、借入対象となる住宅については、火災保険(損害保険会社等の火災保険

または法律の規定による火災共済)に加入していただきます。

\* 火災保険料は、お客さま負担となります。

## 6 融資手数料

・融資手数料は、取扱金融機関により異なります。

\* 融資手数料は、お客さま負担となります。

## 7 保証料

・保証料は必要ありません。

## 8 説明書の入手方法

・説明書(パンフレット等)は、お申込みを希望する取扱金融機関で入手できます。

## 9 返済試算額の入手方法

・ご返済額の試算は、こちら(<https://www.flat35.com/simulation/sim1.html>)またはお申込みを希望する取扱金融機関で行うことができます。

## 10 借入金利引下げに必要な条件

・取扱金融機関によって、独自の条件により借入金利の引下げを受けられる場合があります。

詳細は、各取扱金融機関にお問い合わせください。

・【フラット35】S、【フラット35】S(ZEH)、【フラット35】リノベ、【フラット35】維持保全型、【フラット35】地域連携型または【フラット35】地方移住支援型の要件に該当する場合は、それぞれ借入金利の引下げが受けられます。詳細は、次をご確認ください。

・【フラット35】Sの取引条件

(<https://www.flat35.com/loan/flat35s/index.html>)

・【フラット35】S(ZEH)の取引条件

([https://www.flat35.com/loan/flat35s\\_zeh/index.html](https://www.flat35.com/loan/flat35s_zeh/index.html))

・【フラット35】リノベの取引条件

(<https://www.flat35.com/loan/reno/index.html>)

・【フラット35】維持保全型の条件

(<https://www.flat35.com/loan/ijihozen/index.html>)

・【フラット35】地域連携型の条件

(<https://www.flat35.com/loan/flat35kosodate/index.html>)

・【フラット35】地方移住支援型の条件

(<https://www.flat35.com/loan/flat35kosodate/ijyuu.html>)